

体験創庫かけはし規約

(名称)

第1条 当団体を体験創庫かけはし（以下団体と呼ぶ）という。

(事務所)

第2条 当団体の事務所を、長野県松本市波田 4507-3 に置く。

(目的)

第3条 当団体は、自然体験・野外活動・環境教育に関わる事業の企画及び運営、地域活性化事業への協力、行政や地域団体、自然体験活動業界団体との連携を図るために必要な業務を行っていくことを目的とする。

(事業)

第4条 当団体は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 自然体験活動事業の総合企画に関すること
- (2) 野外活動の事業企画・運営に関すること
- (3) 環境教育に関わるイベントの企画・運営に関すること
- (4) 地域の情報収集及び発信に関すること
- (5) 体験プログラムの調査研究開発
- (6) 地域の人材育成や地域づくりに関すること
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

(団体の会員)

第5条 当団体は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 団体の主旨に賛同し、その事業の遂行に関わる意思のある団体及び個人
- (2) 団体の主旨に賛同し、その事業を支援する団体及び個人

(会員の種類)

第6条 当団体の会員は、次の2種とする。

- (1) 会員 当団体の主旨に賛同しその事業を推進するために入会した者
- (2) 賛助会員 当団体の主旨に賛同し、事業を支援するために入会した者

(役員の数及び選任)

第7条 当団体に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名

(役員職務)

第8条 代表は当団体を代表し、その業務を総括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、その業務を掌理し、代表に事故あるときはその職務を代理し、代表が欠けたときはその職務を行う。

(役員選任)

第9条 当団体の役員は会員の互選によって選任する

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員報酬)

第11条 役員には、必要な費用を弁償することができる。

(事業年度)

第12条 当団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第13条 当団体の経費は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会員出資金
- (2) 事業収入
- (3) 補助金・助成金
- (4) その他の収入

(細則)

第14条 この規則に定めるものの他、当団体の事業運営上必要な細則は、必要に応じて代表が別に定める。

付則

- 1 この規約は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 本協議会の設立初年度の事業計画及び会計年度は、平成24年3月31日までとする。

平成26年7月1日一部改訂(団体所在地の変更)